

都道府県宅建協会 会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
政策推進委員長 泉 藤博
(公印省略)

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた
宅地建物取引業法施行規則等の一部改正について(周知のお願い)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営にご支援ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日閣議決定)等を踏まえ、今般、宅地建物取引業法第16条第3項に規定する登録講習、宅地建物取引業法施行規則第13条の16第1号に規定する登録実務講習及び宅建業法第22条の2第2項に規定する講習(法定講習)について、受講証明プロセスのオンライン化を可能とする等の改正を行うため、令和5年9月1日に以下の省令及び告示が公布されました。

1. 宅地建物取引業法施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令
2. 平成16年国土交通省告示第172号の一部を改正する告示
3. 宅地建物取引士に対する講習の実施要領の一部を改正する告示

これにより宅建業法施行規則、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則、平成16年国土交通省告示第172号(登録講習告示)及び宅地建物取引士に対する講習の実施要領(法定講習実施要領)について改正が行われ、同年10月1日から施行されておりますのでご連絡します。詳細な改正内容は添付資料をご参照くださいますよう宜しくお願いいたします。

本件に関して国土交通省より周知の依頼がございましたので、都道府県協会におかれましては、貴協会会員に対しご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

【添付資料】

- ・デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた宅地建物取引業法施行規則等の一部改正について(国不動第67号 令和5年9月29日、国土交通省不動産・建設経済局不動産課長)
- ・(参考)宅建業法に基づく各講習の見直しに係る法令改正について

以 上